

第 11 日目（3 月 12 日）

○議 長（塩川裕紀君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は、20 名であります。

大平剛君、阿部一郎君、特命副市長から欠席の届出が出ておりますので、ご報告いたします。

〔午前 9 時 29 分〕

○議 長 本日の会議は、お手元に配付した議事日程（第 6 号）のとおりといたします。

○議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議席番号 11 番・目黒哲也君及び議席番号 13 番・中沢道夫君の両名を追加で指名いたします。

〔「11 番、了承」「13 番・了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第 2、第 7 号議案 令和 8 年度南魚沼市一般会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 改めておはようございます。それでは第 7 号議案であります。令和 8 年度南魚沼市一般会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 8 年度は、新たに第 3 次総合計画がスタートいたします。自然・人・産業の和で築く安心のまちの実現に向けまして、基本構想に定めた 5 つのまちづくりの基本目標を推進していくため、令和 7 年 10 月に発足させた観光戦略推進本部及び次世代交通推進本部において進める施策を含め、実施計画のローリングに基づき、主要な施策を着実に進捗させていくとともに、持続可能な財政運営を念頭に置きながら、南魚沼市がさらに飛躍することを目指した予算として総合的な調整を行い編成したところであります。また、全国の皆様から応援をいただいているふるさと応援寄附金を活用して、令和 7 年度と同じく、今までできなかった事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

歳入につきましては、市税では経済情勢や税制改正等を踏まえ、譲与税・交付金・地方交付税・臨時財政対策債では、地方財政計画の見込み、また増減率など基準財政需要額への影響を踏まえた推計を行って算定しておりまして、また、国・県の支出金、その他の特定財源は、歳出の各事業に基づき適切に計上していると思っております。

一方で、物価高騰は続いておりまして、財政調整基金の取崩しにより対応せざるを得ず、繰入額は 10 億円と昨年度を下回っているものの、依然として高水準であり、慎重な財政運営が求められております。

歳出につきましては、実施計画のローリング及び公共施設等総合管理計画に基づく大規模改修や、不用となった公共施設の解体除却等の費用及び新たな取組に必要な経費を計上しております。

主な新規事業として、学校給食費の無償化事業、また防災行政無線更新事業、広域災害応

援派遣車両整備事業などを計上しております。

投資的な事業として、衛生費におきますと、旧し尿処理場の解体工事、消防費では通信指令装置の更新工事、教育費では大和中学校改築工事などを計上いたしました。

また、ふるさと納税を有効に活用し、道路の補修や消雪施設の整備、用排水路の長寿命化などを行うとともに、企業版ふるさと納税を活用して、懸案でありました五日町シャンツェの大規模改修工事に取り組みたいと考えております。

これらを含めまして、具体的な重要施策につきましては、お手元にお配りしております令和8年度当初予算案の概要などをご確認いただきたいと思います。

市政に求められる要望、課題は常に山積しておりますが、持続可能な財政運営を改めて念頭に置きながら、今後も市民との対話を大切に、限られた財源で最大の効果を発揮していくよう常に工夫を心がけ、南魚沼市が抱える多くの課題に自らが先頭に立って、市政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上を踏まえまして、令和8年度一般会計予算の総額は、継続事業を着実に進めるとともに、新規事業により南魚沼市がさらに飛躍をするために前年度比では25億2,000万円、率にして5.9%の減という形ですが総額400億4,000万円で編成しております。

各款の概要につきましては、それぞれ担当部長に説明をさせます。よろしくご審議をいただきまして、決定いただきますようお願いするところであります。どうぞよろしくお願いします。

**○議 長** 歳入に対する説明を求めます。

総務部長。

**○総務部長** 令和8年度一般会計予算の歳入の説明に先立ちまして、議案書1ページのがみから11ページの第4表までについてご説明申し上げます。その後、事項別明細書に基づきまして、担当する部長からご説明申し上げます。

議案書1ページ、第7号議案のがみをご覧ください。

第1条は、第1項で歳入歳出予算の総額、第2項で款・項の区分、及び区分ごとの金額を2ページからの第1表のとおりとするものです。

第2条は、完了に複数年を要する事業について継続費を定めるもので、9ページ、第2表の継続費をご覧ください。10款3項中学校大規模改造事業（大和中学校・大和公民館）につきまして、総額を57億3,329万円とし、記載の令和8年度、令和9年度、令和10年度と、それぞれの年割額で継続費の設定をしたいものです。

なお、支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書を296ページに掲載しております。

1ページに戻っていただきまして、第3条は、将来的に財政負担を伴う事業に対して債務を負担するもので、10ページ、第3表、債務負担行為をご覧ください。記載の7つの事業について、それぞれの期間と限度額により、債務負担行為の設定をしたいものです。

なお、297ページから302ページに、令和9年度以降にわたる債務負担行為を掲載しております。